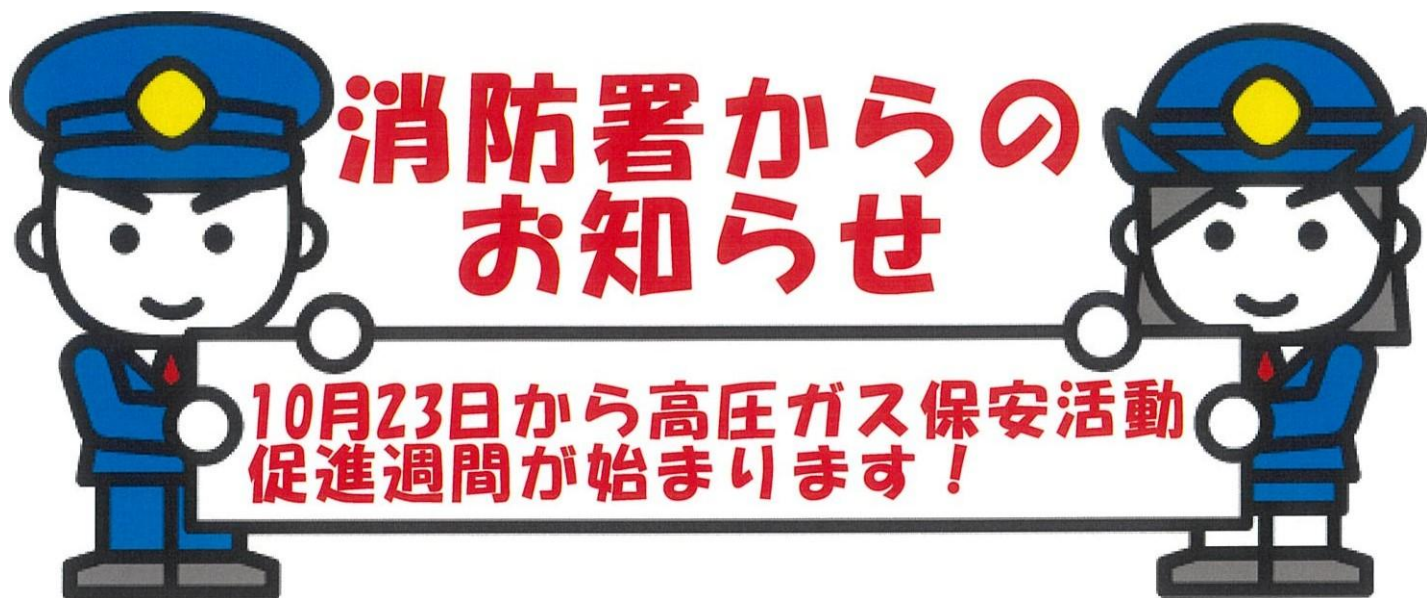




令和8年10月23日(金)から29日(木)までの間は
全国で一斉に「高圧ガス保安活動促進週間」です。
今年の標語は
「G) 現場では A) 安全安心 S) 最優先」



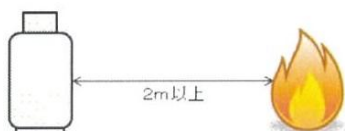
高圧ガス保安活動促進週間とは、高圧ガス（一般消費者等が使用する液化石油ガスも含む。）の保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としており、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。



高圧ガスとは、一般には大気圧より高いガスを『高圧ガス』と言いますが、その範囲については『高圧ガス保安法』で定められています。
身近なものでいえばLPガスや炭酸ガス、スプレー缶などがあります。
特にLPガスは、生活に欠かせないものであり、発火や引火しやすい性質をもっており、火災を起こす危険性の高い物質です。法による基準は以下のとおりです。



貯蔵の基準



ボンベは火気から2m以上離して風通しの良い場所で保管してください



直射日光を受けないようにし、40℃以下の温度に保ち、保管してください。



容器が倒れないように平らな場所でご使用（保管）してください



この機会に危険物の知識を深め
火災のない明るい街づくりに
ご協力ください





2026年10月23日 **金** ～29日 **木**

高圧ガス保安活動促進週間

経済産業省／各都道府県／特別民間法人高圧ガス保安協会